

令和2年度答申第1号
令和2年 7月20日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会
会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年9月4日付け松教生企第190号をもって諮問のあった「令和2年度使用教科用図書採択について（通知）」の開示請求に係る公文書非開示決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和元年7月23日付け公文書開示請求書により、「令和2年度使用小学校用教科用図書採択に関連して受領した教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の選定結果並びに選定理由がわかる文書」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

実施機関（学校教育部指導課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、開示請求の対象文書を「令和2年度使用教科用図書の採択について(通知)」(以下「本件文書」という。)と特定した上で、令和元年8月5日付け公文書非開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和元年8月13日付け審査請求書により、本件処分に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をした（条例第18条第1項）。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件文書を開示することを求めるものである。本件審査請求の理由は、審査請求書（令和元年8月13日付け）によると、以下のとおりである。

- (1) 実施機関が非開示理由とした「教科書採択は、公正確保の観点から、教科書の外部からの不当な働きかけに影響されることのないよう、採択までは、静ひつな環境の確保に留意することとされている」としているが、この内容は、平成31年3月29日付け文科省通知（30文科初第1853号）「教科書採択における公正確保の徹底等について」の「1.（3）過大な宣伝活動等への対処について」の3番目の項目「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行うよう努めること」を巧妙に書き換えており、採択するまでは開示しないと誘導するものであり、不当である。

また、文科省通知は「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非

公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」としている。

文科省は、単に、「静ひつな環境の確保」を要請しているが、会議を公開しない又は文書を公開しないというのは、文科省通知を拡大解釈している。

- (2) 実施機関が非開示理由とした、「本市は、現在、令和2年度使用小学校教科用図書を採択しておらず、公にすることにより、教科用図書の採択事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり」とは、文科省通知を拡大解釈して、「採択されるまでは、静ひつな環境の確保に留意する」ために、会議文書を公開しないと判断したことから導かれる誤った結論である。

ちなみに他市等では、教育委員会会議の採択前に採択地区協議会の資料を公開しているところがある。

- (3) 実施機関は、非開示理由として、条例第7条第6号柱書の規定に該当とし、ア～オのどの項目に該当するか、特定していない。

これは、条例第10条第3項の「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」に反している。

条例第7条第6号「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当すると判断するためには、「不当に」に該当するかどうかの検討・説明が必要であり、情報を公開することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの公益性を考慮しても、なお支障が看過しえないものであることの説明が必要なはずである。

また、「調査研究に係る事務」の解釈について、教科用図書の調査研究は、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が、教科用図書を選定するに当たって行っており、私が開示請求した7月23日時点で既に終了しているため、条例第7条第6号柱書の規定に該当しない。

条例前文は、「地方分権が進展する新たな時代をむかえ、行政運営の公正の確保と透明性を向上させることがより一層重要になるとともに、市民の市政への参加を促進し、地方自治の本旨に基づく市民本位の開かれた市政を更に推進することが求められている。」とし、中でも「公正の確保」と「透明性を向上」については、文科省通知前文は「教科用図書は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である」と触れている。

「公正性」と「透明性」を担保するのが情報公開であり、それが「不当に」採択業務を阻害するか否か判断することが明示しなければ、条例の非開示理由に該当しない。

- (4) 「選定理由が分かる文書は取得しておらず存在しない」というのは、不誠実であり、公開逃れを図っている。

教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が委嘱した、「専門調査員の報告」あるいは「投票の結果」が選定理由に該当するか、検討が必要である。

また、松戸市教育委員会会議録（平成30年8月定例会）における教育長、指導課長及び指導主事の発言及び説明の内容をみると、「選定理由が分かる文書は取得しておらず」とは不自然であり、教育委員会は、「選定理由が分かる文書」を狭義に解釈している。教育委員会会議でこれだけ丁寧に説明する以上、何らかの文書が手元にあるはずであり、教育委員会に「選定理由」に該当する文書がないか精査・検討が必要である。

条例第6条第2項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」としているため、実施機関は、非開示決定前に、説明に係る公文書名、概要について例示すべきである。

文科省通知前文も、「教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります」とし、「採択権者の判断と責任」からすると、選定理由に関わる文書を特定すべきである。

- (5) 松戸市教育委員会は、採択後の採択結果と採択理由の公表については、文科省通知に従って手続をしようとしているが、公表の時期・方法の改善のほか、開示請求への誠実な対応、文書の公開が必要である。

他市の例をみると、採択に係る教育委員会会議を公開し、傍聴が許可されている市があり、松戸市教育委員会の静ひつな環境の確保に支障があるとの理由は、杞憂である。

上記の審査請求(1)～(5)に対しては、松戸市教育委員会の弁明書（令和元年8月26日付け松教学指第754号）が出され、同弁明書に対しては、審査請求人から反論書（令和元年9月10日付け）が提出され、その内容は、以下のとおりである。

- (6) 条例第1条は、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利及び市の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有す

るその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」としており、今回の私の請求は、教科書採択の公平性・透明性を高めるための調査・研究の一環として行ったものであり、条例制定の精神と合致する。

(7) 審査請求書の理由に対する松戸市教育委員会の弁明は、再度、本件処分の理由を繰り返すに止まっている。

ア 選定結果が分かる文書について、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会採択資料提供事務取扱要領による申合せを非開示理由としているが、同事務取扱要領は、採択地区協議会が定めたものであって、松戸市教育委員会が制定した規則ではなく、外部機関が定めたものであり、非開示理由にならない。条例のどの条文に該当するか判断すべきである。

また、審査請求後に非開示理由として持ち出すのは、公平さを欠く。

私は採択結果の公開を求めたものではなく、採択以前に、松戸市が採択地区協議会から受領した選定結果の公開を求めている。

他市の公開状況をみると、本年、千葉市でも全教科書の調査研究報告書が教育委員会会議の議案資料として傍聴人に配布され、その後、ホームページにも掲載されている。

イ 選定理由が分かる文書について、他市の公開状況と比較すると、他市では、教科書の調査研究報告書を開示している市がある。

松戸市では、選定理由につながる文書が存在するかどうかの検討がなされていない。他市の教育委員会では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第15条の「市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。」を誠実に履行している。

松戸市教育委員会では、採択地区協議会から送付されたもの以外に、採択地区協議会に出席した時に受領した会議資料、教育委員会会議での議案説明に必要な採択協議会での発言のメモ等を含めて判断する必要があるが、その検討が不十分である。

教育委員会が保有する文書のうち、選定理由に相当する内容が記載された文書を誠実に精査し、公開することを切に望む。

(8) 依頼（松戸市教育委員会及び松戸市情報公開審査会宛）

教科書無償制度は、義務教育費国庫負担制度と並んで日本国憲法（昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行）第26条の教育を受ける権利（同条第1項）及び「義務教育は、これを無償とする。」（同条第2項）を具現化するものであり、同法と教科書無償措置法により、教科書採択制度が定められている。

松戸市教育委員会は、文科省通知の「静ひつな環境の確保」を非開示の拠り所としているが、文科省通知は続けて「公正かつ適正に」採択することを要請していること、公正と適正を担保する手段の一つが情報公開制度であることから、各種法令及び条例に基づいて、適正な判断を願う。審査会において、教科書採択の在り方、関連法令、他の自治体の事例について、意見陳述する機会を求める。

その後、審査請求人は、令和2年3月26日、以下の口頭意見陳述を行った。

その概要は、次の3点である。

ア 決定通知書に条例第7条第6号アイウエオの特定を欠いており、誠実さを欠く。

おそらく「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」の調査研究に該当するが、その特定がない。

イ 松戸市と流山市と野田市の3市が共同で調査研究を行っている採択地区協議会との関係を法的な面で審議していただき、公開してはいけないという法的な根拠はないこと、また、採択地区協議会の文書を公開することが調査研究の公正かつ合理的な遂行を不当に阻害するのか検討してほしい。

ウ 選定理由が分かる文書を取得しておらず、存在しないとしているが、全ての教科書にわたって、その調査研究したいいわゆる報告書があるはずであり、柏市は開示した。

松戸市教育委員会会議でもその会議録には、指導課長の丁寧な説明があることからすると、元の文書があるはずである。

教科書採択に関する調査研究報告書は、公開する方向に松戸市教育委員会も踏み出していきたい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、公文書非開示決定通知書において、本件文書を開示しない理由を以下のとおり説明した。

教科書採択は、公正確保の観点から、教科書の外部からの不当な働きかけに

影響されることのないよう、採択までは、静ひつな環境の確保に留意することとされているところ、本市は、現在、令和2年度使用小学校用教科用図書を選採しておらず、公にすることにより、教科用図書の採択事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号柱書の規定に該当するため。なお選定理由が分かる文書は取得しておらず存在しない。

次に、実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、以下のとおり主張した。

(1) 選定結果が分かる文書について

小学校教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、教科用図書を採択しなければならないとされている（第13条第5項）。

また、教科用図書の採択に際しては、平成31年3月29日付けの教科書採択における公正確保の徹底等について（通知30文科初第1853号）の「教科書採択における公正確保の徹底について」において、教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行うよう努めることとされている。

松戸市、野田市及び流山市により構成された教科用図書東葛飾西部採択地区協議会においては、千葉県東葛飾西部採択地区における教科用図書を選定しているが、本協議会においては、上記の留意事項に鑑み、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会採択資料提供事務取扱要領を定め、静ひつな環境を確保するため、3市は採択日である9月1日（採択日の期限の8月31日の翌日）以降に、採択結果を公にするよう申し合わせたものである。

したがって、本市は、本件開示請求の時点においては、令和2年度小学校教科用図書を採択しておらず、公にすることにより、教科用図書の採択事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号柱書の規定に該当する。

(2) 選定理由が分かる文書について

教科用図書東葛飾西部採択地区協議会からの通知においては選定結果のみが記載され、選定理由は記載されていないことから、選定理由が分かる文書は取得しておらず、存在しない。

以上により、本件処分については、違法又は不当な点はなく、取り消す必要はない。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）を規定し、公文書の開示義務として、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（非開示情報）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないこと（条例第7条）を規定する。

また、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定する。

次に、条例は、第4章 情報公開の総合的な推進において、市は公文書の開示のほか、市政に関する情報が適時にかつ適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めること（条例第30条）及び実施機関は、市民の市政への参加を推進し、及び市民の福祉を向上させるため、市民が必要とする情報の公表に関する制度の整備を図るとともに、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速に得られるよう、情報提供に関する施策の充実に努めること（条例第31条）を規定する。

(2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいうと規定されているところ（条例第2条第2項）、松戸市教育委員会は、情報公開の実施機関（条例第2条第1項）に該当する。したがって、教育委員会の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該教育委員会の職員が組織的に用いるものとして、当該教育委員会が保有している文書、いわゆる組織共用文書に該当する場合には、条例第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となる。

実施機関は本件文書を「令和2年度使用教科用図書の採択について（通知）」と特定したが、本件文書は以上の規定により公文書に該当する。

(3) 本件文書の開示・非開示について

審査請求人は、選定結果及び選定理由が分かる文書の開示を求めているが、実施機関は、選定結果が分かる文書を本件文書と特定し、当該文書を組織共用文書として保有していることは認めた上で、条例第7条第6号の

事務事業情報に該当するため、非開示とした。以下、実施機関の判断の是非について検討する（選定理由が分かる文書については項を改めて述べる。）。

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

実施機関が本件文書について適用を主張する条例第7条第6号（事務事業情報）は、非開示情報として、

「(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下略）」と規定する。

市の機関が行う事務事業について、アからオに例示的に規定された支障以外の支障がある場合は、包括的に規定した第6号本文の適用対象となる。

本号柱書の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と公にすることにより生ずる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることをいい、具体的には、開示により、以後の同種の事務事業の公正又は適正な執行が實際上、困難となる場合、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれのある場合、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正な遂行若しくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれのある場合をいう。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。例えば、開示により、当該事務又は事業を実施する意義を喪失する場合、経費が著しく増大する場合、実施の時期が大幅に遅れる場合など、行政が著しく混乱することをいう。

「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性又は単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

以上のように解釈される第6号は実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、実施機関は、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。

以上の第6号の解釈を基に、本件文書への本号柱書の適用について以下検討する。

教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（採択地区協議会）を設けなければならないこと、採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことを規定する（第13条第4項及び第5項）。また、規約を変更しようとするときは、各市の教育委員会は、協議によりこれを行わなければならないとも規定されている（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第13条）。

実施機関は、教科書採択については、教科書採択における公正確保の徹底等について（30文科初第1853号平成31年3月29日付け通知）において、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行うよう努めることが通知されているほか、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会採択資料提供事務取扱要領において、9月1日以降、採択結果を公にする旨の申合せをしており、それ以前に開示等することは、松戸市教育委員会における教科用図書の採択事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号柱書の規定に該当することを非開示理由として説明している。

以上の実施機関の主張について検討する。

まず、前述の文科省の通知は、文部科学省初等中等局長から各都道府県教育委員会教育長宛に発出した通知であり、「教科書採択に係る教育委員会会議を行うに際しては、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるよう努める」とともに、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」等を求めるものであって、教科書採択については、採択権者の判断による公正かつ適正に教育委員会会議を行うこと、また、教育委員会の会議の公開・非公開については、適切に判断すること等を認めていることからすると、現状では、教科書の採択等に関係する文書の開示又は公表並びに

教育委員会会議の公開又は非公開について、いつの時点で、どのような対応をするかは、各地方公共団体における教育委員会の個々の判断に基づくものであり、同通知が一律の判断基準となるものではなく、また、適宜の情報公開を禁止する趣旨でもない。したがって、同通知の存在をもって本文書の非開示の理由とすることはできない。

次に、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会採択資料提供事務取扱要領の法的性格について検討すると、同要領自体は、法令又は条例に該当しないため、同要領に基づく申合せ事項は、条例第7条第1号の法令秘情報

(法令若しくは他の条例若しくは松戸市議会会議規則の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国若しくは県の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報)には、該当しない。

しかし、同要領は、教科書採択に係る事務事業を遂行するに当たっての各市の共通の基準を取り決めており、教育委員会及び教育長による約束事としての効力を有するため、松戸市教育委員会としても、採択地区協議会における申合せ事項については、公的な機関の責務として、誠実に遵守することが求められる。

そのため、今回の開示請求に応じ、松戸市教育委員会が、関係市と取り決めた期日前に採択結果を開示決定することとした場合には、9月1日以降、採択結果を公にする旨の申合せ事項に違反することとなり、他市教育委員会との今後の事務事業に必要な協力関係及び信頼関係を失うおそれが生じるほか、期日前の採択結果の開示は、教育委員会内部においても事務局側の事前準備が整っておらず、児童保護者、地域住民、学校関係者への対応を初め、教科用図書発行者等、事業関係者からの照会等への対応が求められ、各種の事務の適正な遂行に支障及び混乱が生じるおそれが認められる。

以上のことからすると、本文書の開示は、松戸市教育委員会における「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することが認められる。

なお、請求人は、実施機関が非開示理由として適用を主張する規定について、条例第7条第6号ウ（調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ）ではないかと主張するが、実施機関である教育委員会は、非開示決定の理由として、調査研究情報の該当性を主張していないため、同号ウの適用の可否については検討しない。

(4) 選定理由が分かる文書

次に、教科用図書の選定理由が分かる文書の存否及び当該文書が公文書に該当するかどうかについて、以下検討する。

審査請求人は、他市の開示の例を参考として、開示の対象文書として、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会が委嘱した専門調査員の報告、投票の結果、全教科書の調査研究報告書等を列挙し、それらの文書を松戸市教育委員会においても取得していると主張し、開示を求めている。

一方で、実施機関は、選定理由を記録した文書を、作成し、又は取得していないと主張し、当審査会における意見聴取の際も同様の意見を述べた上で、選定理由に関する情報は、本件開示請求後の8月8日開催の、教科書採択に係る教育委員会会議において、担当職員が作成した資料を基に説明し、内容を会議録として作成し、松戸市教育委員会ホームページに掲載した時点において公になることを陳述している。

当審査会では、実施機関からの意見聴取後も実施機関に追加の資料提出を求めるなどして審理をしたが、選定理由を記録した文書を実施機関が作成又は取得している事実は確認されず、また、実施機関の主張や陳述について、特段不合理な点は見られなかった。

以上のことからすると、条例は、開示請求に係る公文書の全部を開示しない場合として、開示請求に係る公文書を保有していないときを含むこと（条例第10条第2項）を規定しているため、今回、実施機関が開示をしない旨の決定をしたことは妥当である。

(5) 付言

前述のとおり、実施機関が非開示の根拠として主張する文科省通知は、直ちに非開示の根拠となるものではない。また請求人が詳細な具体例を挙げる教科書採択に関する情報公開についての他の自治体の積極的な例と比較すると、協議会の申合せがあるとはいえ、松戸市教育委員会の姿勢は教科書採択に関するリアルタイムな情報公開に積極的とはいえないと考えられる。

したがって、教育委員会としては、教科書選定及び採択について、公表時期、公表方法、保護者・住民への周知等について、他市の例を参考とし、積極的な情報提供に努めることを検討されたい（条例第30条及び第31条）。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年9月4日	諮問書の受理
令和2年1月20日	第1回審査会（諮問の報告）
令和2年2月14日	第2回審査会（審議・理由説明）
令和2年3月26日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和2年6月25日	第4回審査会（審議）
令和2年7月20日	第5回審査会（審議）